

## 建設業を離職された方を雇い入れた場合の助成金

## 24. 建設業離職者雇用開発助成金

45歳以上60歳未満の建設業離職者を、ハローワーク等の紹介により、雇い入れた建設業以外の事業主に対し、賃金の一部を助成します。

## 助成内容

建設業以外の事業主が雇入れ日の満年齢が45歳以上60歳未満の建設業離職者（※1）を、ハローワーク等の紹介により、平成22年2月8日から平成24年3月31日までの間に、雇用保険の一般被保険者（短時間労働者を除く）として雇い入れ、助成金の支給対象期間（1年間）及び当該期間経過後も引き続き雇用する場合、下表に掲げる額を支給します。

※1 以下の要件を満たす者に限ります。

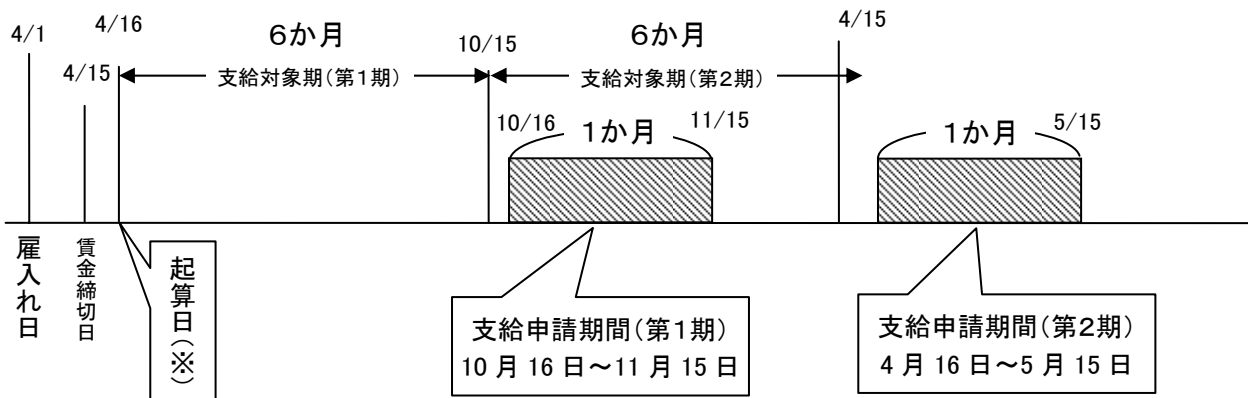
- ①雇入れ日の前日から過去1年間において、公共職業訓練等又は緊急人材育成支援事業による基金訓練を受講していない
- ②雇入れ日の前日から過去1年間において、6か月間以上、建設事業を行う事業所において建設事業に従事していた（複数の事業所で建設事業に従事した場合は、その期間の合計） あるいは  
雇入れ日の前日から過去1年間において、建設事業を行っていた個人事業主又は同居の親族のみを使用する事業主であった

	6か月経過後	12か月経過後	計
中小企業	45万円	45万円	90万円
中小企業以外の企業	25万円	25万円	50万円

## 受給手続き

- 建設業離職者雇用開発助成金は、対象労働者を雇い入れた後、支給対象期（6か月）ごとに、2回に分けて支給されます。
- 助成金の支給を受けるには、支給対象期（6か月）ごとに、1か月以内に、必要な書類を添えて支給申請書を事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークに提出する必要があります。

【例：労働者を雇い入れた日が4月1日の場合】



(※) 起算日は、賃金締切日が定められている場合は雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日、賃金締切日に雇入れられた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れの日となります。

### 利用にあたっての注意点

- 対象者が過去3年間に働いたことのある事業所（出向、派遣、請負を含む）に雇い入れられる場合は、支給対象となりません。
- 対象者が紹介日以前に雇入れ事業所で事前研修を受けていた場合や、アルバイトを行っていた場合、雇用予約がある場合は、支給対象となりません。
- 対象者の雇入れ日の前後6か月間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません。
- 第1回目の支給申請がなされていない場合でも、第2回目の支給申請は行えます（ただし、第1回目分は支給されません）。